

## 避難場所・避難所の変更について

【変更一覧表】

変更				除外（取り消し）		備考
早期開設の避難場所	指定緊急避難場所	指定避難所	自主避難場所	指定緊急避難場所	指定避難所	
柏木地域市民センター →柏木小学校(体育館) ※R6限定	—	柏木地域市民センター →柏木小学校(体育館) ※R6限定	—	—	—	柏木地域市民センターが工事中の期間（令和7年度柏木コミセン供用開始まで）は柏木小学校（体育館）を代替施設とする。
—	綾野地域市民センター (水口中央公民館) →水口西部コミュニティセンター	綾野地域市民センター (水口中央公民館) →水口西部コミュニティセンター	—	—	—	施設名称変更
甲南西保育園 →甲南第二小学校	—	—	—	—	—	甲南西保育園は令和6年3月閉園のため、甲南第二小学校を代替施設とする。
—	—	滋賀県立陶芸の森 第1駐車場 第2駐車場 第4駐車場	—	—	—	指定避難所に新規追加 (第1駐車場) 風水害時のみ使用可能 (第2駐車場) 風水害時のみ使用可能 (第4駐車場) 地震時のみ使用可能
—	—	甲賀市立 信楽産業展示館	—	—	—	指定避難所に新規追加（地震時使用不可）
—	—	陶業振興用地	—	—	—	指定避難所に新規追加
—	—	レイモンド甲賀こども園	—	—	甲南東保育園・ 甲南南保育園	甲南東保育園と甲南南保育園は令和6年3月閉園するため、代替施設としてレイモンド甲賀こども園を指定避難所に指定
—	—	あいみらい保育園	—	旧水口西保育園	旧水口西保育園	旧水口西保育園の代替としてあいみらい保育園を指定避難所に指定
—	—	土山保育園 →土山こども園 信楽保育園 →信楽こども園	—	—	—	令和6年4月～施設名称変更
—	—	—	南内貴自治会館	—	—	新たに自主避難場所に追加

- ※早期開設の避難場所 高齢者や妊産婦の方等の自主避難を主な対象として、風雨が強くなり始める前に開設（地域市民センターや学校の体育館などの公共施設（一部の指定避難所を含む）で市が開設）
- ※指定緊急避難場所 警戒レベル3で土砂災害などの危険が予想される地域に開設（公民館や学校などの公共施設と民間の事業所等で市が開設）
- ※指定避難所 災害が発生してから必要な場所に開設。避難が長期間となる時避難生活を送る場所（主に学校などの公共施設で市が開設）
- ※自主避難場所 開設や閉鎖は、地域の実情に応じ区・自治会で判断（身近な自治会館や草の根ハウス等を地域住民の避難先として区・自治会が開設）

